

## 平成28年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月3日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃  
総務課長 長坂徳三 総合政策課長 斉藤明美  
町民課長 青井義和 建設課長 片桐栄一 農林課長 小平春幸  
観光課長 今井一行 会計管理者 市川正彦 教育次長 荻原邦久  
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 竹重和明  
農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午前11時11分

**議長（土屋春江君）** おはようございます。これから、本日3月3日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

ここで、昨日開催された予算特別委員会の正副委員長の選任及び審議日程を報告します。

委員長に、7番、榎本真弓君、副委員長に、8番、森本信明君が選任されました。

審議日程は、3月10日及び11日の2日間です。よろしく願いいたします。

◎日程第1 議案第27号

**議長（土屋春江君）** 日程第1 議案第27号 平成27年度立科町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** おはようございます。それでは、私のほうから平成27年度立科町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正は、総額から歳入歳出それぞれ1億4,447万2,000円を減額し、予算の総額を50億6,995万7,000円とするものでございます。

6 ページをお願いしたいと思います。

繰越明許費でございます。7款土木費の社会資本整備総合交付金道路整備事業1億2,196万8,000円は、平林真蒲線改良工事及び小学校線道路改良工事でございます。

7 ページでございます。

第3表 地方債の補正であります。緊急防災減災事業債（防災情報通信設備整備事業）の入札により事業費を確定したことによる限度額の変更でございます。4億60万円を3億2,480万円と減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

2、歳入であります。1款町税では、1項町民税、2項固定資産税、4項町たばこ税は、いずれも徴収実績による決算見込みでございます。

10款地方交付税は、1月に追加交付がございまして、その増額であります。

11ページ、12款分担金及び負担金及び13款使用料及び手数料は、それぞれの実績見込みによる補正でございます。

12ページをお願いいたします。

14款国庫支出金1項国庫負担金では、事業実績に伴う補正であり、2項国庫補助金では、新たに1目4節を設け、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金560

万円を計上しました。

5目土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金の交付金配当額の決定に伴い、6,950万円の減額補正でございます。ほか、事業実績に伴う補正となっております。

15款県支出金1項県負担金、2項県補助金、3項委託金についても、事業実績に伴う補正でございます。

15ページをお願いいたします。

16款2項財産売払収入は、県道改良工事に伴う山林の売払収入を計上してあります。

17款1項寄附金では、一般寄附金では、町へ名義変更になったリゾートマンションに係る寄附金であり、ふるさと寄附金は実績に伴う見込みで計上をしてございます。

18款繰入金は、財政調整基金の繰り入れをなくし、ふるさと基金から繰り入れを行い、寄附者の意向に沿った各事業へ充当をいたしました。

16ページ、20款諸収入は、実績に伴う補正です。

21款町債では、緊急防災減災事業債の減額であり、これは防災情報通信設備整備事業の入札に伴う事業費の減額によるものでございます。

17ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。2款総務費1目一般管理費の退職報償金は、長期準職員1名の退職に伴うもので、記念品はふるさと寄附金の実績見込みによるお礼品代の増額でございます。電算管理経費では、国の補正予算で創出されました自治体情報セキュリティ強化対策事業を、国の補助金を受け、マイナンバー利用事業系の端末情報持ち出し不可設定及び手のひら認証の導入、L GWAN接続系の分離などを行い、サイバー攻撃が広がる中、情報セキュリティの強化を行います。

18ページ、3目財産管理費では、ふるさと寄附金の基金への積み立て、白樺高原環境整備基金は、一般寄附金と同額の一般財源を合わせて積み立てを行います。

19ページ、5目企画費、8目地域情報通信費及び2項町税費は、事業実績に伴う補正でございます。

20ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費では、通知カード、個人番号カード関連の委託交付金です。国から同額の補助を受け、交付いたします。

21ページ、3款民生費1項社会福祉費、社会福祉一般経費では、国民健康保険特別会計への繰出金1,440万8,000円を計上しました。

22ページ、障害者支援事業経費は、サービス利用給付の実績見込みにより増額計上でございます。

5目臨時福祉給付金等給付事業では、事業実績による補正です。

24ページ、2目子育て支援費は、改修工事实績によるものであり、3目保育所費では、新たな保育料制度に対応するため、子ども・子育て支援システムの改修経費を計上しました。

25ページ、3項高齢者福祉費は、介護保険特別会計繰出金を計上しました。

26ページ、4款衛生費2項清掃費では、いずれも実績見込みに基づく補正でございます。

27ページ、5款農林水産業費1項農業費では、事業実績に伴う補正が主なものでございますが、3目農業振興費、有害鳥獣駆除事業では、実績見込みにより140頭分、140万円を増額しました。

29ページ、30ページの2項林業費ですが、全て事業実績の見込みによる計上でございます。

31ページ、3項土地改良費は、これも事業実績に伴う補正となっております。

6款商工費2項観光費は、実績及び実績見込みによる減額が主でございますが、2目観光振興費、無線LAN環境整備事業では、県の補助金を受け、補助金の交付を行うものでございます。

32ページをお願いします。

7款土木費1項土木管理費は、実績による減額、2項土木橋梁費2目道路新設改良舗装費は、事業実績に伴う補正、5目社会資本整備総合交付金道路整備事業では、交付金配当額の減額による補正でございます。

34ページをお願いいたします。

5項下水道費の一部事務組合負担金は、川西保健衛生施設組合、諏訪湖流域下水道、白樺湖下水道組合、それぞれ減額となるための補正であり、下水道事業特別会計繰出金は、1,289万7,000円の減額補正を計上いたしました。

35ページ、8款消防費は、事業実績に伴う補正であり、4目防災費では、防災情報通信設備整備事業経費では、入札差金による減額補正を計上しました。

36ページ、9款教育費1項教育総務費、記念品代では、教育委員退任により計上をし、教育振興費では、蓼科高校通学車両運行経費が増額しており、蓼科高校育成課への補助金150万円を増額計上しました。

2項小学校費、3項中学校費は、実績による補正でございます。

38ページ、4項社会教育費、5項社会体育費、6項施設管理費は、事業実績に伴う補正でございます。

40ページをお願いいたします。

10款災害復旧費は、事業費の確定による減額の補正でございます。

歳入歳出の差額1億595万5,000円は、予備費で調整をいたしました。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

◎日程第2 議案第28号～日程第3 議案第29号

議長（土屋春江君） 日程第2 議案第28号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について及び日程第3 議案第29号 平成27年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。青井町民課長、登壇の上、お願いします。

〈町民課長 青井 義和君 登壇〉

町民課長（青井義和君） 議案第28号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明をいたします。

1 ページをごらんください。

補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,959万3,000円を追加し、予算の総額を10億5,045万4,000円とするものです。

5 ページをお願いをいたします。

まず、歳入であります。1款1項国民健康保険税のうち一般被保険者国民健康保険税で173万円、退職被保険者国民健康保険税で40万6,000円、それぞれ滞納繰り越し分に係る増額となります。

3款国庫支出金のうち1項国庫負担金1目療養給付費等負担金は、実績見込みにより2,000万円の増額、2目高額医療費共同事業負担金は、確定により33万4,000円の減額であり、おめくりいただきまして、2項国庫補助金1目財政調整交付金は、実績見込みにより200万円の増額をお願いするものであります。

次ページ、4款療養給付費交付金では、退職者医療交付金の交付決定、過年度分の追加交付決定により1,756万7,000円の増額となります。

6款県支出金のうち1項県負担金1目高額医療費共同事業負担金33万4,000円の減額、7款共同事業交付金は、2,585万円の減額補正をお願いをいたします。いずれも、平成27年1月から12月診療分から算出される共同事業拠出金に対する負担金となりますが、拠出金額の確定による減額となります。

9款繰入金1項一般会計繰入金は、国県負担金分の交付決定等により1,440万8,000円の増額をお願いするものです。

次に、8ページ、歳出をごらんください。

2款保険給付費のうち1項療養諸費では、実績見込みにより、1目一般被保険者療養給付費で2,043万4,000円の増、2目退職被保険者等療養給付費で1,420万円の減、3目一般被保険者療養費で113万円の減、4目退職被保険者等療養費で11万円の減となり、全体で499万4,000円の増額をお願いするものです。

2項高額医療費では、1目一般被保険者高額療養費で1,390万円、2目退職被保険者等高額療養費で2,900万円の増額補正、高額介護合算療養費では、実績から一般、退職療養費それぞれ減額とし、全体で1,600万9,000円の増額補正となっております。

10ページをお願いをします。

4項出産育児諸費は、実績見込みにより294万円の減。

2款保険給付費については、実績見込みから補正額を算出しておりますが、高額療

養費の増加により、伸び率については、現時点で対前年度比8.9%増と、前年度の伸び率5.6%を大きく上回る状況となっております、今回、増額をお願いするものです。

3 款後期高齢者支援金は、額の確定により778万7,000円の減額。

7 款共同事業拠出金のうち高額医療費共同事業医療費拠出金、保険財政共同事業拠出金は、それぞれ額の確定により減額補正をするものです。

12ページ、10款諸支出金では、前年度の療養給付費等負担金と特定健診国庫負担金の額確定による国庫返還金となり、2,294万4,000円を増額補正するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第29号 平成27年度立科町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

補正予算第3号は、歳入歳出の予算総額からそれぞれ2,423万4,000円を減額し、予算の総額を8億853万円とするものであります。

4 ページをお願いいたします。

4 款国庫支出金1 項国庫負担金につきましては、実績見込みに伴い192万9,000円の減額、2 項国庫補助金1 目調整交付金では、実績に伴う585万6,000円の減額、3 目事務費交付金では、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る補助金を、国の基準により交付内示額の34万7,000円を計上いたしました。

5 款支払基金交付金では、本年度の実績見込みにより1,165万6,000円の減額補正。

5 ページに移りまして、6 款県支出金は、本年度の介護給付費の実績見込みにより532万2,000円の減額補正をお願いいたします。

10款繰入金1 項一般会計繰入金は、国庫補助金の事務費交付金増額に伴う関連の減額、また、低所得者保険料軽減繰入金は、実績見込みにより53万9,000円の増額をお願いいたします。

6 ページをごらんください。

歳出では、1 款総務費、補正額の変更はございませんが、歳入の事務費交付金の増額に伴い、特定財源の充当額内訳を変更しております。

2 款保険給付費1 項介護サービス給付費1 目介護サービス等給付費では、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費とも実績見込みにより1,700万円の減額、5 項特定入所者介護サービス費は、実績見込みによる250万円の増額をお願いするものです。

8 ページをごらんください。

予備費では、歳入の減額部分について調整補正をしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い

願ひ申し上げます。

◎日程第4 議案第30号～日程第5 議案第31号

議長（土屋春江君） 日程第4 議案第30号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について及び日程第5 議案第31号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）についてを一括議題とします。

本案について、提案の理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願ひます。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

建設課長（片桐栄一君） 議案第30号 平成27年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ974万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,362万円といたします。

4 ページをごらんください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金について、実績により315万4,000円の増額といたします。

5款繰入金につきまして、こちらも実績により、特環管理経費分が108万円の減額、一般水道事業経費分が367万7,000円の減額、浄化槽事業経費分が800万円の減額、茂田井下水道事業経費分が14万円の減額となり、合計1,289万7,000円の減額といたします。

次に、歳出でございますが、5ページをごらんください。

1款下水道費のうち1項下水道管理費の1目下水道等管理費では、実績により工事請負費100万円の減額でございます。

3目茂田井地区管理費では、同じく実績により下水道共同汚泥使用料が66万3,000円の減額となります。

2項下水道事業費の1目下水道等事業費では、予定をしておりましたから松平地区の営業施設の合併処理浄化槽2基分が当事者の都合により設置されなかったことにより、合併処理浄化槽設置整備補助金800万円が減額となります。

2目茂田井下水道事業経費は、財源内訳の変更でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第31号 平成27年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。

収益的収入及び支出、第2条 平成27年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた

収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第51款水道事業費用、第1項営業費用について7,000円減額し、2億4,378万2,000円とし、第4項予備費を7,000円増額し、2,165万1,000円といたします。

資本的収入及び支出第3条、予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,706万7,000円を1億1,164万1,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

61款資本的収入、第6項負担金について、39万9,000円減額し、239万7,000円といたします。

第71款資本的支出、第1項建設改良費について、582万5,000円減額し、5,887万2,000円といたします。

2ページをごらんください。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第4条、予算第5条中、1、職員給与費2,255万8,000円を2,238万8,000円に改めます。

3ページをごらんください。

収益的支出ですが、営業費用については、職員の時間外勤務手当の増額、法定福利費並びに職員手当組合負担金の減額、光熱水費の増額、実績による委託料の減額並びに本管等修理費の増額でございます。

予備費7,000円の増額により調整をいたしました。

資本的収入及び支出の収入でございますが、小学館地区消火栓工事の実績に伴う一般会計負担金の減額でございます。

支出ですが、夢の平小学館地区配水管布設がえ工事の実績に伴う工事請負費の減額、量水器購入費の見込みによる減額の補正でございます。

4ページ以降につきましては、給与費の明細となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### ◎日程第6 議案第32号

**議長（土屋春江君）** 日程第6 議案第32号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。斉藤総合政策課長、登壇の上、願います。

〈総合政策課長 斉藤 明美君 登壇〉

**総合政策課長（斉藤明美君）** 議案第32号 町有地貸付料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書をごらんください。立科町町有地貸付条例第4条の規定による貸付料につい



て、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり不納欠損に係る請求権の放棄について議会の議決を求めるものでございます。

まず、番号第1でございますが、調定年度、昭和60年度から平成26年度、貸付料19万8,675円、理由は契約解除によるものです。

番号2、平成4年度から16年度、37万8,037円、破産によるものでございます。

番号3、平成5年度から16年度、14万9,287円、財産調査、実態調査の結果、支払い能力がなく、徴収困難であると判断いたしました。

番号4、平成11年度、5万200円、時効の援用によるものでございます。

番号5、平成11年度から23年度、58万1,100円、番号6、平成19年度、2万7,200円、番号7、平成21年度から24年度、42万5,950円、番号8、平成22年度から26年度、17万500円、番号9、平成23年度から26年度、23万2,125円、番号10、平成24年度、4万300円、番号11、平成24年度、6,266円、いずれも理由は契約の解除によるものでございます。

以上、徴収努力を凶ってまいりましたが、徴収不能または徴収困難である11件につきまして、ご説明をさせていただきました。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

◎日程第7 議案第33号～日程第8 議案第34号

**議長（土屋春江君）** 日程第7 議案第33号 白樺高原下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利について及び日程第8 議案第34号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄についてを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

**建設課長（片桐栄一君）** 議案第33号 白樺高原下水道使用料の不納欠損に係る請求権の権利について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町白樺高原下水道の設置及び管理に関する条例第8条の規定による使用料について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり不納欠損に係る請求権の放棄について議会の議決をお願いするものでございます。

これら4件につきましては、居所不明等の理由により、事実上徴収が不可能なため、請求権の放棄をするものでございます。

番号1番でございます。調定年度は平成7年から9年度で、使用料は14万7,280円でございます。

2番は、平成15年度で、1万1,800円でございます。

3番は、平成14から16年度で、16万1,040円でございます。

4番は、平成7年から14年度で、34万9,400円でございます。

4件の合計額は66万9,520円となります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第34号 給水使用料の不納欠損に係る請求権の権利放棄について、提案理由のご説明を申し上げます。

立科町給水条例第23条の規定による水道料金について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり水道使用量の不納欠損に係る請求権の放棄について議会の議決をお願いするものでございます。

これら9件については、実質的倒産のほか、居所不明等の理由により、事実上徴収が不可能なため、請求権の放棄をするものです。

番号1番でございますが、調定年度は平成15から16年度で、使用料は1万7,600円でございます。

2番は、平成17年から20年度で、6万2,600円でございます。

3番は、平成7年から9年度で、6万4,580円でございます。

4番は、平成15年度で、1,760円でございます。

5番は、平成14年度から16年度で、23万4,330円でございます。

6番は、平成7年から14年度で、15万2,900円でございます。

7番は、平成12年度から18年度で、11万4,660円でございます。

8番は、平成9年から17年度で、44万2,260円でございます。

9番は、平成20から21年度で、6万2,960円でございます。

9件の合計額は115万1,040円となります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### ◎日程第9 認定第1号

**議長（土屋春江君）** 日程第9 認定第1号 立科町町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

**建設課長（片桐栄一君）** 認定第1号 立科町町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

道路法第8条の規定により、次の2路線を立科町の町道として認定をするものでございます。

道路認定は、その道路の延長や面積が交付税算入の基礎数値となります。また、道路の維持管理を規定に沿って行うこととなります。

それでは、今回認定する路線のご説明を申し上げます。

まず、路線番号128の1、中居細丸線ですけれども、場所は中居地籍に新たにできました社会福祉法人ハートフルケアたてしなの介護老人福祉施設へのつながる道路でございます。起点は、大字芦田字中居裏1123の12、終点は、大字芦田字中居裏1124の13となります。幅員は最大12メートル、最小9メートルで、延長は75.7メートルでございます。

次に、路線番号652の1、長尾根線でございます。場所は、古町地籍の町道竹熊線の西側、林道細久保線へつながる道路でございます。起点は、大字芦田字竹熊2256の1、終点は、大字芦田字長尾根2325の1先でございます。幅員は、最大6.6メートル、最小2.5メートルで、延長は124メートルとなります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第10 同意第1号

**議長（土屋春江君）** 日程第10 同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

**町長（米村匡人君）** 同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

辺地とそのほかの地域との間における住民の生活水準の著しい格差の是正を図る財政上の特別措置が講じられる辺地対策事業を実施する市町村は、辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経て、公共的施設の総合整備計画を定め、県知事と協議し、国に提出することとなっております。

今回、平成26年度から平成28年度までの総合整備計画の第2次変更につきまして、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、担当よりご説明をさせていただきます。

**議長（土屋春江君）** 斉藤総合政策課長。

〈総合政策課長 斉藤 明美君 登壇〉

**総合政策課長（斉藤明美君）** それでは、変更の内容につきましてご説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、総合整備計画書をごらん願います。

2、公共的施設の整備を必要とする事情の項で、昨年度、第1次で変更を追加いたしました白樺湖畔整備事業の内容でございますが、1枚おめくりいただきまして、こちらの白樺湖畔整備事業の内容の変更及びバス購入事業を追加するものでございます。

まず、白樺湖畔整備事業につきましては、ジョギング併用の遊歩道の整備に加え、公衆トイレの整備を図ることで魅力ある観光地づくりを行い、集客の増加による地域産業の活性化を図るものでございます。

また、バス購入事業につきましては、辺地内唯一の公共交通としてのバス運行事業でございますが、辺地住民の大切な移動手段として大きな役割を果たしております。この運行に使用しております車両が購入から6年を経過し、故障が続くようになり、運行に支障をきたす状況でございます。バスを更新し、安定した運行を継続することで辺地住民の利便性を図るものでございます。

以上、内容の変更でございます。

以上です。

◎日程第11 請願第1号～日程第13 請願第3号

**議長（土屋春江君）** 日程第11 請願第1号「集団的自衛権行使」を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願から、日程第13 請願第3号「集団的自衛権行使」を現実のものとする安全保障関連二法の廃止を求める請願を一括議題とします。

本請願の趣旨説明を願います。紹介議員、4番、村田桂子君、登壇の上、願います。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

**4番（村田桂子君）** それでは、紹介議員として、まず原案を読み上げさせていただきます。

請願者ピースアクション佐久代表望月清泰さんです。

タイトルは、「集団的自衛権行使」を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願。

まず、文案を読み上げます。

請願の趣旨。

2015年9月19日、安倍政権は参院本会議で安保関連二法を強行成立させました。

この法律は、「存立危機事態」の名のもとに政府の判断で集団的自衛権を行使し、他国の戦争に武力行使をもって参戦する道を開き、「重大危機事態」「国際平和共同対処事態」をもって、戦闘のおそれのある地域まで自衛隊を派兵し、武力行使と一体の兵站活動を繰り広げることを可能とするものです。さらに、PKOや米軍主導の多国籍軍の活動に参加し、武器使用も伴う治安維持活動や「駆けつけ警護」も行えるようにし、平時から米軍を自衛隊が守り、防衛大臣の判断で集団的自衛権を行使できるものとなっています。このようなことは、「戦争放棄、戦力不保持」をうたい、武力の行使・威嚇も交戦権も禁じた憲法9条のもとで許されないことです。

この法律の違憲性は、憲法学者の9割以上、日本弁護士連合会と全国の52単位弁護士会、歴代の内閣法制局長官、元最高裁長官らがこぞって表明していることでも明ら

かです。憲法に違反する法律は無効です。違憲の法律が国会の数の力で強行成立することがまかり通れば、日本は憲法なき国家、無法国家になってしまいます。

国会の審議が進めば進むほど、「戦争への道は許さない」「9条守れ」「立憲主義壊すな」の巨大な共同の輪が全国津々浦々、あらゆる分野、階層、年齢にかつてない規模で広がりました。広範な学者・知識人・法曹界・文化人がみずからの良心にかけて立ち上がり、青年たちが自らの未来をかけて、みずからの意思で次々と意見を表明しました。長野県でも短期間に七割を超す自治体が反対・慎重の意見書を採択しました。広範な立場の人々が垣根を越えて共同の行動を広げ、国会は連日数万、十数万の市民によって包囲されました。これは戦後史の歴史の中でも画期的な運動となりました。そして特筆すべきは、この運動が法の成立後も絶えることがないことです。

安倍政権と政府与党は、この圧倒的多数の国民の反対の声を無視し、議会制民主主義のルールを乱暴に破る暴力的やり方でこの法案を強行成立させました。この強行は立憲主義をないがしろにし、戦後民主主義に汚点を残す暴挙です。

私たちは、世界に誇る憲法第9条を守り、9条を生かした平和な日本を築いていくことを心から望んでいます。世界の平和は、日本国憲法の精神を尊重し、話し合いで築いていくしか道はありません。憲法違反の法律を数の力で成立させるようなことはあってはなりません。

よって、貴議会においては、「安全保障関連二法」を速やかに廃止する意見書を採択されますようお願いいたします。

そして、もう一つ、同趣旨であろうと考えております。9条を守るたてしなの会から出されている請願書もありますので、これもまず読み上げます。

「集団的自衛権」行使を現実のものとする安全保障関連二法の廃止を求める請願。請願趣旨。

昨年9月に国会にて成立した安全保障関連二法（「平和安全法制整備法」及び「国際平和支援法」）は、その内容に大きな問題をはらんでおり、現状における同法の速やかな廃止と、立憲主義を尊重した更なる議論が必要です。

我が国は戦後70年、戦争放棄を定めた日本国憲法のもと、個別的自衛権の範囲においてのみ自衛隊の活動は合憲というのが、歴代内閣の見解であり、この点で国民の合意も形成されてまいりました。ところが安倍内閣は、国際環境の変化を理由に、集団的自衛権も合憲であるとの主張を閣議決定において掲げ、これに基づく法整備を今回企てるに至りました。しかし、憲法学者の大半がその主張は誤りとしており、また、多くの国民がその主張を受け入れておらず、広範な層からの反対の意思表示が相次いでおります。海外に派兵して他国と軍事作戦を共にするというのが、日本の安全を高めるために有効という主張について安倍内閣は、国会論戦を通じて最後まで説得力ある論拠を示すことができませんでした。単に国論を二分しているというだけでなく、これが憲法に違反している疑いが濃厚という事実を考えれば、このまま国会で形式上

の成立があったからといって、国の行く末をこの法律に委ねることはできません。

私たちは、戦後培ってきた平和国家日本の歩みを誇りとし、それを支えてきた日本国憲法9条の精神をこれからも守っていくべきと考えます。個別的自衛権の行使を、平和主義と国防とを両立させる境界線としてきた従来の政府見解に速やかに回帰すべきであり、また、その立場から明白に逸脱している安全保障関連二法は速やかに廃止すべきです。

この趣旨に沿った意見書の採択を行っていただきますようお願いいたします。

この請願者は、9条を守るたてしなの会の二川透さんからです。

まず、この問題についての若干の補足説明を行いたいと思います。

法律の概要については、請願書の中に詳しく書かれていますので省略いたしますが、この安保法の危険性は、これまでの政府の立場を投げ捨てて、自衛隊を海外でも武力行使ができるように新設あるいは変質させたものだということです。つまり、自国だけではなく、他国の防衛にも出動させようというものです。

これまでの政府見解は、日本の自衛隊は軍隊ではなく、あくまで外から日本が攻撃されたときに日本を自衛するための最低限の実力舞台である、この立場をとってきました。つまり、専守防衛こそが憲法で許された自衛隊の実力行使できる唯一の場面であるというのが歴代の内閣の立場でありました。この安保法は、その立場を大きく転換するものです。

また、日米安保条約では、日本の周辺における事態に活動を限定しておりました。ところが、今回の安保関連法は、その自衛隊の活動を新たに地理的概念を取り払い、地球上のどこへでも出かけて軍事活動が行えるよう、また通常の軍隊と同様に戦闘行為を行えるように変質させたことにあります。

また、これまで認められてこなかった集団的自衛権の行使を内閣の一存で決めて、米軍などの兵站活動を可能にし、戦争の当事者として狙われる危険性が格段に増す活動に踏み込むこととなります。

今最も差し迫った危険が指摘されているのが、南スーダンにおけるPKOの自衛隊の任務拡大です。先日の国会質問でも、PKOで新たに加わった駆けつけ警護の詳細が明らかになりました。

防衛省の内部文書によれば、実際の作戦は武装集団を射殺することはおろか、万が一失敗すれば文民等を死亡させるリスクもあるとして、戦闘によって外国人を殺し、また、殺される危険が現実のものとなることを政府の文書でも明らかにしています。

南スーダンのマラカルという場所での国連の住民保護施設では、保護施設内の異なる民族集団の間で武力衝突が起き、そこにスーダンの政府軍が先頭介入して、死者18人、多数のけが人が出たということです。そんな内線と武力衝突で敵と味方の区別が難しい紛争の現場で、自衛隊が安保法による任務を拡大すれば、戦闘の当事者になることは避けられません。今、日本がやるべきことは人道支援の強化、和平の働きかけ

や不安定な統治機構の改善など、憲法9条に基づく非軍事の貢献を真剣に考えることではないでしょうか。

強行可決された安保法の廃止を求める国民の運動は、大きく広がり、この法律に反対する野党の結束を求める運動は遂に2月19日、野党5党による合意を生み出しました。安保法廃止の国民の運動は、その危険な本質が明らかになるにつれ、さらに勢いを増し、廃止するまで続きます。

当立科町議会は、安保法案の廃止を求める意見書を採択して、立科町民の思いを表しました。今回もまた、戦争は駄目、自衛隊は専守防衛に徹してほしいという町民の思いを受けとめていただき、この請願を採択していただき、安保関連二法の速やかな廃止を求める意見書をぜひ上げていただきますよう、お願いいたしまして、この件についての紹介議員としての補足説明を終わりにいたします。

**議長（土屋春江君）** 村田桂子君、請願の趣旨に沿った説明をお願いいたします。

**4番（村田桂子君）** 趣旨は、請願の理由で尽くされているところをさらに補強したつもりでおります。済みません。

次に、オスプレイの関係を申し上げます。

請願2号 ピースアクション佐久代表望月清泰さんより出されました米軍輸送機C V22（空軍）・MV22（海兵隊）両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の請願について。

まず、読み上げさせていただきます。

請願理由。

2012年の米海兵隊MV22オスプレイ普天間基地配備に続いて、2015年5月12日には米空軍C V22オスプレイ10機が2017年から東京横田基地に配備されることが米国防省から発表されました。両オスプレイの訓練空域は、MV22が長野県下の北アルプスから戸隠、飯山、栄村を経て北上する「ブルールート」等7ルートで、C V22は長野、群馬、新潟3県にまたがる「エリアH」等国内4エリアを含む6カ所と発表されました。11月5日付信濃毎日新聞によると「エリアH」には長野、上田、須坂、小諸、中野、茅野、佐久、東御、小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、山ノ内町、高山村、木島平村、栄村の17市町村が入るとされています。しかし、専門家によると両オスプレイの訓練空域は「ブルールート」と「エリアH」に特定されず両方を使用されるとしています。現にMV22はルート外の東富士演習場、横田基地など全国各地で演習し、昨年2月には妙高関山演習場の日米共同演習に参加する予定でした。

垂直離着陸機オスプレイは、開発段階から2015年5月まで8回墜落し、38人の乗員が死亡。「空飛ぶ棺桶」「未亡人製造機」と呼ばれる欠陥機です。特にC V22は沖縄や米本国、グアム、ハワイ、韓国などに配備されている特殊作戦部隊を乗せて、超低空で適地に侵入。強襲作戦などを行う輸送機で、その訓練も適の攻撃を回避するために高度60メートルから30メートルでの超低空訓練や夜間山岳訓練など特殊訓練を行う

と、訓練マニュアルC V22「作戦手順」に明記されています。そのため、非常に高い事故率を記録しています。

いま、日米防衛協力の指針（ガイドライン）のもとで「同盟調整メカニズム」の設置等が合意され、各種の共同演習が実施されて、日米軍事一体化が急速に進んでいます。長野県には自衛隊・米軍演習場がないにもかかわらずオスプレイの演習場にされ、事故も起きかねない状況が生まれます。県民生活や長野県の観光にも重大な影響を与えることが懸念されます。

以上の趣旨から、次の事項についてお願いします。

請願項目。

一、米軍輸送機C V22・MV22及び自衛隊オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書を政府関係機関に提出してください。

それでは、若干のこのオスプレイについての補足説明を行います。

オスプレイというのは、1回の給油で3,500キロの飛行が可能で、大量の物資と兵員を運ぶことが運用の理由だということですが、オスプレイ配備の最大の問題は、私たちの上空がアメリカの軍事訓練で危険にさらされるということです。不快な爆音に自然の静けさは破られ、穏やかな空気は切り裂かれます。部品の落下や墜落などの事故のほか、民間機との衝突などさまざまな危険が生じます。さらに問題は、オスプレイが持つ構造上の危険にあります。まず、オスプレイは離着陸の際にはプロペラを上にしてヘリコプターモードで離陸し、その後プロペラを90度回転して、今度は飛行機のように前面に移動します。このヘリモードから飛行モードに移行するときが一番機体が不安定になり、事故のほとんどが離着陸のときに起きているということです。

また、2つ目として、この2つのプロペラが巻き起こす渦巻き状の乱気流による機体の不安定さが着陸する際に砂を巻き上げて、それを吸い込んでエンジンの出力が低下する、そして墜落するなど、構造上の問題を抱えていることが指摘されています。

また、エンジンが停止した場合でも、下降する風を受けてプロペラが回って急激な落下を防ぐという、そのオートローテーション機能というものが無いということも事故率の高い要因といわれているところです。事故率は10万時間当たりの事故率、損害額200万ドル以上という大きな事故では7.21%、これは通常のヘリコプターの事故率4.24よりも高い、あるいは高いといわれている爆撃機5.18%よりもはるかに高い事故率。これは2014年のアメリカの会計年度までの数字だそうです。

そして、3点目として訓練の高度が問題です。この請願の中にも書いてありますが、パイロットの顔の見える高度での訓練ということですが、中国地方では米軍ジェット機の低空飛行訓練で民家の土蔵がつぶれるという大きな被害が出ました。戦闘機による爆音と振動でつぶれたことは明らかですが、このオスプレイの起こす、上昇、下降の際の乱気流というのは、民家の屋根を吹き飛ばすほどの激しいものであるというこ



とが知られています。

また、着陸時のエンジンの排気熱により、着陸したところの芝を焼いてしまったこともあるとのこと。そのため、災害救助や人道支援には役立つどころか、有害との評価もあるというほどです。

このような危険性から、オスプレイの稼働率、どれだけ運用したかの率ですが、目標82%に対して、48%と大変低いことが問題にされたこともあります。

オスプレイの訓練は、特にC V22というのは特殊訓練なので、夜間に低空で訓練が行われる危険性が高いのです。その高度は30から60メートルという超低空で、パイロットの顔の見える高さ。

日本の航空法では、最も高い障害物から最低でも150メートル以上、人または家屋の密集している地域の上空にあっては300メートル以上と決められていますが、この日本の航空法など、日本の法律を完全に無視しているのがこの訓練高度です。このように大変危険で、しかも日本の航空法を完全無視しているオスプレイの配備と訓練は私たちの安全な暮らしとは両立できません。

ぜひ、議員の皆さんの良識あるご判断で国へ意見書を上げていただけますよう、お願い申し上げます。

なお、本日の信濃毎日新聞に、このオスプレイの飛行訓練空域の問題、そして立科町が町の上空は飛んでほしくないと県へのアンケートで答えたことが新聞記事として載っておりました。

ぜひ、住民の命と安全を守る上からもこのオスプレイ配備に反対する意見書をぜひ上げていただきますよう、心からお願い申し上げまして、紹介議員としての補足説明を終わらせていただきます。

**議長（土屋春江君）** 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

なお、この後11時20分から第1委員会室において全員協議会を開催いたしますので、議員、理事者、説明員は参集願います。

（午前11時11分 散会）